

商品名	大口定期貯金
販売対象	個人および法人
期間	・定型方式(1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年) ・満期日指定方式(1か月超5年未満)
預入方法	預入方法:一括預入 預入金額:1,000万円以上 預入単位:1,000万円以上は1円単位
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します
給付補填金	適用金利 : 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 利払頻度 : 預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て)により計算します。 計算方法 : 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 税金 : 個人のお客様は20%(国税15%、地方税5%) ※の分離課税、法人のお客様は総合課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。 金利情報の入手方法 : 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	-
付加できる特約事項	個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れることができます(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.50%を上乗せした利率)
中途解約時の取扱い	満期前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します(中途解約利率)次のアおよびイの算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率とします。 ア. スーパー定期の中途解約利率 イ. 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ (計算方法) 中途解約利息 = $\frac{\text{元金} \times \text{預入日から中途解約日の前日までの日数}}{365} \times \text{中途解約利率}$ ※ 利息の中間払いを行ったものについて、支払った中間払利息の額が中途解約利息の額より多い場合は、原則としてその差額を清算させていただきます。
貯金保険制度	保護対象:当該貯金は当会の他の一般貯金と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険制度により保護されます。
相互援助制度	当会は、社団法人JFマリンバンク支援協会に加入しており、万一の場合でも一定の支援が受けられることになっております。
苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情等(以下「苦情等」という)につきましては、営業日の9時から17時までに当会本・支店または資金管理部資金課(Tel:092-751-2064)にお申し出ください。当会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JFマリンバンク福岡苦情相談窓口(Tel:092-751-2064)でも、金融機関営業日の9時から17時まで苦情等を受け付けております。 ※ 詳しくは、当会本・支店または総務部(Tel:092-751-2064)にお問い合わせください。

紛争解決措置	<p>苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、県相談所および全国JFマリンバンク相談所 (Tel:03-3294-9670) を通じて 弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。</p> <p>※ 詳しくは、当会本・支店または総務部 (Tel:092-751-2064) にお問い合わせください。</p> <p>なお、東京、第一東京、第二東京の三弁護士会については、お客様が直接弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。</p> <ul style="list-style-type: none">○東京弁護士会 紛争解決センター (Tel:03-3581-0031)○第一東京弁護士会 仲裁センター (Tel:03-3595-8588)○第二東京弁護士会 仲裁センター (Tel:03-3581-2249) <p>また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 (以下「東京三弁護士会」という) では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none">・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。</p> <p>具体的内容は県相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
その他参考となる事項	満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します